

第四 1953年の「らい予防法」

殺害を図ったが、その使用方法拙劣の為、爆発力弱く、右Fに対し右顔面、右腋窩部、右前膊内側等に治療約七日間を要する爆創及び次男・・(当時五歳)に対し顔面部に治療約一〇日間を要する爆創を与えたに止まり、殺害の目的を遂げず、

第二、法令上許された場合でないのに、前記日時場所で爆薬である前記ダイナマイトを擅に爆発させたものである。

【資料IV-8】殺人事件判決(1953.8.29 熊本地裁)

(犯罪事実)

被告人は熊本県菊池郡水源村で生まれ、年少にして父を失ったあとは妹の子守等により農業を営む母を助け、長じては一家の支柱として母、妹とともに農業に従事し、居村における中程度の生活を平穩に続けていたところ、昭和二五年一月二六日頃、突然被告人を癩病患者として国立療養所菊地恵楓園に収容すべき旨の通告を受けるに至って被告人の平穩な生活は崩壊の端を發し、なんとしてもこの通告にあきらめ兼ねた被告人の自己がらい病患者に非ざる旨の診断書の入手等についての奔走努力も甲斐なく、同二六年二月二〇日頃再度前記恵楓園に収容せらるべき旨の通告を受けるに及び被告人は将来に対するすべての希望を失い、事は自分ばかりでなく、母妹はもちろん、親類縁者一統を悲運の底に突落したものと悲観に暮れていたが、一方かねて被告人を癩病患者として当局に報告したのは嘗て同村役場衛生係であった同村大字××番地居住のFであることを聞かされていたので被告人をこの悲運に落とし込んだのは全く同人の仕業に他ならずと邪推し、深く同人を恨み、同人に対する復讐を堅く心に誓い、尚被告人の親類のうちにも被告人のこの態度に同調し、被告人と共にFを恨み、被告人及び右親類等は時折Fを殺すとか、やっつけるとか村人にもらしていたので、Fも村人の注意等により、その気配を察知し、薄気味悪く身の危険を感じ、警察に対し保護警戒方を願い出るような事態にあったのであるが、丁度その頃の同二六年八月一日午前二時頃F及びその妻子の就寝する同人方六畳の間にダイナマイトを仕掛け、これが爆発すれば、同人一家全部惨死の結果を招くに十分な企をしたが、ダイナマイトの使用方法が拙劣であったため、完全な爆発を見ず、ただF及びその子一人に傷害を蒙らせたに過ぎない殺人未遂、火薬類取締法違反の刑事事件が起きたが、この事件において被告人は犯人として起訴せられ、同二七年六月九日懲役一〇年に処する旨有罪の第一審判決を受け、これに対する被告人の控訴申立は棄却せられ、現在上告中であるが、これより先、被告人は右第一審の有罪判決を受けた直後、看守等から刑事事件についての第一審判決はほぼ確定的なものでこれにつき控訴、上告するもほとんど変更されない旨を聞くや、被告人としては権威ある科学的診断により癩病患者と断定せられた上は素直にこれに応じ、他方前記刑事事件については法定の手續による裁判所の審理の結果を静かに待つ態度に出て、何れにし

でも現在のところ、医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康快復による幸福の一日を早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更生の道であるに拘わらず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、却って被告人の生来の偏屈と執念の深さの徹底するところ、ただ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまでFの仕業なりと思いつめ、一〇年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記水源村に走り、Fを殺害して同人に対する憤懣を霄さんものと決意するに至り、

第一、 先ず右決意実行の第一段階として、前記被告事件により、勾留状により拘禁せられている熊本刑務所代用拘置所である前記恵楓園内で、秘かに脱走の時及び方法を計画していたが、結局四人が毎日日光浴のため監房から出される機会を利用することに定め、同二七年六月一六日午後〇時過ぎ日光浴のため監房から出るに当り、当時の気候には不釣合な元陸軍用国防色毛冬上衣、元軍隊用本綿国防色夏ズボン、白色襟付本綿肌着二枚を着込み、かねて修理していたゴム草履を履き、たとえ数日の野宿をなすもこれに堪えるに相当と思われる服装に身を固め、日光浴を兼ねて洗濯をしているうち、右洗濯に気を許した看守渡邊健一の油断に乗じ同月午後〇時三〇分頃同監房裏門に到り、そのカンヌキをはずし、門を開いて同所より前記水源村方面に逃走し

第二、 次で同月一八日朝右水源村に達し、当局の鋭い捜査の目を避けながら農事小屋、山小屋、はては山林の樹蔭に雨露を凌ぎ、萩の茅農作物の生食い又は他から盗んできた鶏、食料等に飢を免れ、溜水、湧水等に渴をいやす等の言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強くF殺害の適當の場所と方法を模索しその機を窺っていたところ、遂に同年七月六日午後八時三〇分頃、同村大字原字迫口の山道で開拓団の会議に急ぐFに遭うや、やにわに所携の短刀（領第一一号）を以て同人の頸部その他を突刺し或は切付け、因って同人の頸部に頸動脈の大部を切り、頸静脈を切断し或は左肺上下葉を穿通する刺創三個を負わせた外頸部、顔面、胸部、上肢に大小二〇数個の切刺創を負わせ、右頸部に負わせた刺創に基く失血により同人を死に到らしめ、以て殺害の目的を遂げたものである。